

○少年を非行からまもる日の活動要領

昭和 58 年 6 月 23 日

埼例規第 18 号・少

警 察 本 部 長

少年を非行からまもる日の活動要領の制定について（例規通達）

みだしの要領を別添のとおり制定し、昭和 58 年 7 月 1 日から実施することとしたから、地域の実情に対応した効果的な活動の推進に努められたい。

一部改正〔平成 12 年第 35 号〕

別添

少年を非行からまもる日の活動要領

(趣旨)

第1 この要領は、「少年を非行からまもる日」の活動について、必要な事項を定めるものとする。

(少年を非行からまもる日)

第2 毎月第3金曜日を「少年を非行からまもる日」とする。

一部改正〔平成12年例規第35号〕

(活動拠点)

第3 「少年を非行からまもる日」における活動の重点は、次のとおりとする。

(1) 広報活動の推進

ア マスコミ、部内広報紙等各種広報媒体を有効に活用し、「少年を非行からまもる日」の活動の普及を図る。

イ 少年非行の現状と問題点等についての効果的な広報を積極的に実施し、地域における非行防止意識の高揚に努める。

(2) 自主活動の推進

ア 関係機関、団体等と連携し、環境美化活動、スポーツ活動、あいさつ運動等少年の健全な自主活動が効果的に行われるよう積極的に支援する。

イ 教育委員会、PTA、自治会等に働き掛け、地域ぐるみの少年非行防止活動の取組を推進する。

(3) 街頭補導活動の強化

ア 少年指導委員等と連携し、非行多発地域及び非行多発時間帯における重点的な街頭補導を実施する。

イ 非行多発地域及び少年がい集する場所において、地域警察官による重点的な警ら活動を実施する。

(4) 環境浄化活動の推進

ア 環境浄化推進委員等と協力し、少年の健全な成長を阻害する図書、広告物及びがん具等の排除活動を推進する。

イ 風俗営業所等少年の非行化を助長し、又は非行少年のたまり場となるおそれがある場所に対する立入補導と指導取締りを積極的に実施する。

一部改正〔平成元年例規第 16 号、4 年第 55 号〕

(活動計画)

第 4 警察署長（以下「署長」という。）は、その都度「少年を非行からまもる日」の活動計画を定めるものとする。

(結果報告)

第 5 署長は、「少年を非行からまもる日」の活動状況を活動状況報告（別記様式）により、実施日の翌週の水曜日までに生活安全部少年課長あて報告すること。

一部改正〔平成 6 年例規第 48 号、12 年第 35 号〕

実施日

この要領は、昭和 58 年 7 月 1 日から実施する。

実施日（平成元年 3 月 16 日埼例規第 16 号・少・会）

この例規通達は、平成元年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 4 年 8 月 31 日埼例規第 55 号・務）

この例規通達は、平成 4 年 9 月 1 日から実施する。

実施日（平成 6 年 10 月 28 日埼例規第 48 号・務）

この例規通達は、平成 6 年 11 月 1 日から実施する。

実施日（平成 12 年 3 月 31 日埼例規第 35 号・務）

この例規通達は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

別記様式（第5関係）

活 動 状 況 報 告

活動重点						
従事人員	部	専務係		部	少年補導関係者	
		専務以外の内勤			関係機関・団体	
	内	地域係		外	その他	
		計			計	
活動の概要	(広報、非行多発地区補導活動、少年及び地域の自主活動等)					
非行少年等の 検挙補導人員	犯罪少年	刑法犯		ぐ犯少年		
		特別法犯			不良行為少年	
	触法少年	刑法犯		要保護少年		
		特別法犯				
備考	<p>1 「少年補導関係者」には、少年指導委員等警察で委嘱したボランティアを計上すること。</p> <p>2 特別法犯は、道路交通法違反を計上しないこと。</p>					